

3 3 3 0	南丘 3 0 号線	小倉北区南丘一丁目 8 6 1 番 1 9 地先から 小倉北区南丘一丁目 4 1 番 1 7 地先まで
7 1 4	朽網 3 号 線	小倉南区朽網東一丁目 1 3 2 9 番 3 地先から 小倉南区大字朽網 3 3 4 2 番 3 地先まで
7 1 7	曾根朽網 1 号線	小倉南区大字曾根 1 1 1 番 2 地先から 小倉南区朽網東一丁目 1 3 2 6 番 3 地先まで
7 4 5	葛原本町 葛原高松 1 号線	小倉南区葛原本町三丁目 6 6 4 番地先から 小倉南区葛原高松一丁目 7 6 8 番 6 地先まで
7 7 2	高津尾志 井 1 号線	小倉南区大字高津尾 1 3 1 番 4 地先から 小倉南区大字志井 1 3 8 4 番 1 地先まで
7 7 4	高津尾母 原 1 号線	小倉南区大字高津尾 5 0 番 1 地先から 小倉南区大字母原 5 7 3 番 1 地先まで
7 8 4	徳力守恒 1 号線	小倉南区徳力三丁目 1 0 番 1 1 1 地先から 小倉南区守恒五丁目 5 6 1 番 1 3 地先まで
1 0 3 0	石田南 1 号線	小倉南区石田南一丁目 1 6 8 番 1 地先から 小倉南区石田南一丁目 3 1 3 番 2 地先まで
1 1 5 3	合馬 8 号 線	小倉南区大字合馬 1 9 7 番 1 地先から 小倉南区大字合馬 2 1 番地先まで
1 2 8 9	上吉田 2 号線	小倉南区上吉田六丁目 7 5 1 番 2 地先から 小倉南区上吉田六丁目 9 8 8 番 3 地先まで
1 3 1 1	上吉田 2 4 号線	小倉南区上吉田二丁目 7 9 0 番 2 5 地先から 小倉南区上吉田二丁目 7 7 1 番 7 地先まで
1 3 1 2	上吉田 2 5 号線	小倉南区上吉田六丁目 7 6 7 番 2 地先から 小倉南区上吉田六丁目 9 7 7 番 1 地先まで
1 3 3 9	上吉田 5 2 号線	小倉南区上吉田二丁目 4 0 4 番 1 4 地先から 小倉南区上吉田二丁目 5 9 0 番 1 0 地先まで

1 3 6 2	上吉田 7 5号線	小倉南区上吉田二丁目401番9地先から 小倉南区上吉田二丁目402番1地先まで
1 4 7 7	北方 5 0 号線	小倉南区下城野三丁目1345番1地先から 小倉南区北方三丁目158番2地先まで
1 5 4 7	朽網 1 4 号線	小倉南区朽網東一丁目2263番2地先から 小倉南区大字朽網2261番2地先まで
1 5 4 8	朽網 1 5 号線	小倉南区大字朽網843番地先から 小倉南区朽網西一丁目1番21地先まで
1 5 5 5	朽網 2 2 号線	小倉南区朽網東三丁目2517番4地先から 小倉南区大字朽網2281番地先まで
1 5 6 8	朽網 3 5 号線	小倉南区大字貫142番4地先から 小倉南区大字朽網1834番地先まで
1 5 8 2	朽網 4 9 号線	小倉南区大字朽網1536番地先から 小倉南区朽網西一丁目1番21地先まで
1 8 3 9	葛原高松 2号線	小倉南区葛原高松一丁目780番10地先から 小倉南区葛原高松一丁目579番地先まで
1 8 4 3	葛原高松 6号線	小倉南区葛原高松一丁目767番11地先から 小倉南区大字葛原775番4地先まで
1 8 4 5	葛原高松 8号線	小倉南区葛原高松一丁目768番3地先から 小倉南区葛原高松一丁目770番2地先まで
1 8 5 6	葛原東 1 号線	小倉南区葛原東一丁目1373番3地先から 小倉南区葛原東五丁目1701番地先まで
1 8 7 8	葛原東 2 3号線	小倉南区葛原東五丁目1555番2地先から 小倉南区葛原東五丁目1501番2地先まで
2 0 4 5	志井 3号 線	小倉南区大字志井897番地先から 小倉南区大字志井970番2地先まで
2 0 4 7	志井 5号 線	小倉南区大字志井1232番1地先から 小倉南区大字志井1145番地先まで

2060	志井18号線	小倉南区大字志井17番41地先から 小倉南区志井二丁目17番136地先まで
2114	志井72号線	小倉南区志井二丁目15番3地先から 小倉南区志井二丁目17番94地先まで
2123	重住6号線	小倉南区重住二丁目1319番1地先から 小倉南区重住二丁目1295番1地先まで
2150	下城野18号線	小倉南区下城野三丁目1397番10地先から 小倉南区下城野三丁目1373番2地先まで
2388	曾根22号線	小倉南区朽網西一丁目1番10地先から 小倉南区朽網西一丁目861番33地先まで
2828	徳吉東7号線	小倉南区徳吉東五丁目493番1地先から 小倉南区徳吉東一丁目356番5地先まで
2840	徳吉東19号線	小倉南区徳吉東二丁目301番1地先から 小倉南区徳吉東二丁目284番2地先まで
3092	中吉田1号線	小倉南区中吉田六丁目1029番15地先から 小倉南区中吉田六丁目1199番8地先まで
3199	中吉田107号線	小倉南区中吉田六丁目1199番5地先から 小倉南区中吉田六丁目1187番18地先まで
3226	蜷田若園19号線	小倉南区蜷田若園二丁目553番8地先から 小倉南区蜷田若園二丁目474番3地先まで
3246	貫15号線	小倉南区大字貫1652番6地先から 小倉南区大字貫1162番1地先まで
3263	貫32号線	小倉南区大字貫1361番2地先から 小倉南区大字貫1668番地先まで
3379	貫148号線	小倉南区大字貫3256番地先から 小倉南区下貫三丁目1556番21地先まで
3380	貫149号線	小倉南区大字貫3284番3地先から 小倉南区大字貫1556番2地先まで

3 4 2 1	貫 1 9 0 号線	小倉南区大字貫 2 9 9 4 番 1 地先から 小倉南区大字貫 2 9 3 3 番 2 地先まで
3 4 2 2	貫 1 9 1 号線	小倉南区大字貫 2 9 4 3 番 1 地先から 小倉南区大字貫 3 0 0 5 番地先まで
3 4 2 5	貫 1 9 4 号線	小倉南区大字貫 2 9 9 7 番 5 地先から 小倉南区大字貫 2 9 2 3 番 6 地先まで
3 4 9 5	貫 2 6 4 号線	小倉南区中貫一丁目 1 3 2 7 番 1 5 地先から 小倉南区中貫一丁目 1 1 9 4 番 2 7 地先まで
3 4 9 7	貫 2 6 6 号線	小倉南区中貫一丁目 1 1 9 4 番 1 7 地先から 小倉南区大字貫 1 1 9 4 番 4 1 地先まで
3 4 9 8	貫 2 6 7 号線	小倉南区中貫一丁目 1 1 9 4 番 2 7 地先から 小倉南区大字貫 1 1 9 4 番 3 9 地先まで
3 6 6 9	沼緑町 9 6 号線	小倉南区沼緑町一丁目 1 9 6 1 番 1 地先から 小倉南区沼緑町一丁目 1 9 4 8 番 2 4 地先まで
3 6 7 3	沼緑町 1 0 0 号線	小倉南区沼緑町一丁目 1 9 4 8 番 8 地先から 小倉南区沼緑町一丁目 1 9 6 1 番 5 地先まで
3 9 9 7	湯川 2 0 号線	小倉南区湯川二丁目 2 5 4 番 1 地先から 小倉南区湯川二丁目 2 4 0 番地先まで
4 0 0 0	湯川 2 3 号線	小倉南区湯川二丁目 6 1 番 1 地先から 小倉南区湯川二丁目 7 0 番 4 地先まで
4 0 0 2	湯川 2 5 号線	小倉南区湯川三丁目 2 4 1 番 8 地先から 小倉南区湯川二丁目 1 1 4 番 8 地先まで
4 0 8 8	湯川新町 6 0 号線	小倉南区湯川新町一丁目 3 2 4 番 1 地先から 小倉南区湯川新町一丁目 3 2 7 番 8 地先まで
4 3 7 0	企救丘 5 3 号線	小倉南区企救丘五丁目 9 0 8 番 4 地先から 小倉南区企救丘五丁目 9 1 3 番 1 4 地先まで
4 6 8 6	合馬 2 7 号線	小倉南区大字合馬 2 3 番 1 地先から 小倉南区大字合馬 2 9 番 1 地先まで

4702	下曾根5 8号線	小倉南区下曾根三丁目2562番6地先から 小倉南区下曾根三丁目2553番5地先まで
5057	朽網西3 3号線	小倉南区朽網西三丁目1845番3地先から 小倉南区朽網西三丁目3300番270地先まで
5065	沼本町6 3号線	小倉南区沼本町四丁目1002番7地先から 小倉南区沼本町四丁目951番4地先まで
5075	企救丘7 3号線	小倉南区企救丘五丁目876番297地先から 小倉南区企救丘五丁目908番12地先まで
5077	新道寺1 06号線	小倉南区大字新道寺357番地先から 小倉南区大字新道寺358番4地先まで
5078	新道寺1 07号線	小倉南区大字新道寺359番4地先から 小倉南区大字新道寺362番17地先まで
5115	横代北町 80号線	小倉南区横代北町一丁目1342番6地先から 小倉南区横代北町一丁目1360番1地先まで
5116	横代北町 81号線	小倉南区横代北町一丁目1343番4地先から 小倉南区横代北町一丁目1343番3地先まで
5195	上吉田8 9号線	小倉南区上吉田二丁目760番1地先から 小倉南区上吉田二丁目397番地先まで
5236	沼本町6 5号線	小倉南区沼本町四丁目773番1地先から 小倉南区沼本町四丁目1010番1地先まで
5358	沼本町7 0号線	小倉南区沼新町一丁目1004番64地先から 小倉南区沼新町一丁目1004番1地先まで
5421	北方13 6号線	小倉南区北方三丁目70番2地先から 小倉南区北方三丁目101番2地先まで
5646	徳力10 9号線	小倉南区徳力三丁目448番3地先から 小倉南区徳力五丁目496番2地先まで
5736	沼新町2 1号線	小倉南区沼新町一丁目1719番1地先から 小倉南区沼新町一丁目1004番56地先まで

5 8 4 8	上吉田 1 0 0 号線	小倉南区上吉田二丁目 5 9 0 番 9 地先から 小倉南区上吉田二丁目 5 9 0 番 1 1 地先まで
5 9 8 2	朽網東 2 9 号線	小倉南区朽網東三丁目 2 2 7 8 番 2 地先から 小倉南区朽網東三丁目 2 2 7 8 番 7 地先まで
5 9 8 3	志井 1 1 2 号線	小倉南区大字志井 1 1 2 1 番 2 地先から 小倉南区大字志井 1 1 0 6 番 1 地先まで
6 0 6 5	横代北町 8 8 号線	小倉南区横代北町二丁目 1 0 4 7 番 3 0 地先から 小倉南区横代北町二丁目 8 7 8 番 9 地先まで
6 0 7 3	新道寺 1 1 1 号線	小倉南区大字新道寺 3 5 8 番 2 地先から 小倉南区大字新道寺 3 5 7 番 1 地先まで
6 0 9 1	中吉田 1 3 2 号線	小倉南区中吉田六丁目 1 1 8 7 番 1 8 地先から 小倉南区中吉田六丁目 1 1 8 3 番 2 地先まで
6 0 9 4	横代北町 8 9 号線	小倉南区横代北町二丁目 1 0 5 8 番 9 地先から 小倉南区横代北町二丁目 1 0 5 9 番 3 3 地先まで
6 1 0 9	下石田 1 5 号線	小倉南区下石田二丁目 9 6 7 番 3 地先から 小倉南区下石田二丁目 1 1 9 4 番 地先まで
6 1 3 3	朽網西 5 2 号線	小倉南区朽網西三丁目 1 8 4 9 番 7 地先から 小倉南区朽網西三丁目 1 8 4 5 番 8 地先まで
6 1 3 5	朽網西 5 4 号線	小倉南区朽網西六丁目 3 9 0 2 番 1 地先から 小倉南区朽網西六丁目 1 4 3 2 番 6 地先まで
6 1 3 6	朽網西 5 5 号線	小倉南区朽網西六丁目 1 4 4 4 番 1 地先から 小倉南区朽網西六丁目 1 4 6 9 番 4 地先まで
6 1 4 2	重住 1 5 号線	小倉南区重住二丁目 1 3 0 6 番 8 地先から 小倉南区重住二丁目 1 2 9 9 番 5 地先まで
6 1 4 4	下曾根 7 9 号線	小倉南区下曾根三丁目 2 5 5 0 番 8 地先から 小倉南区下曾根三丁目 2 5 1 0 番 3 地先まで
6 1 6 6	徳吉東 4 4 号線	小倉南区徳吉東一丁目 3 5 5 番 1 1 地先から 小倉南区徳吉東一丁目 3 5 5 番 1 0 地先まで

6 1 7 9	石田南 1 0 号線	小倉南区石田南一丁目 1 6 3 番 1 8 地先から 小倉南区石田南一丁目 1 6 3 番 2 3 地先まで
6 1 8 0	石田南 1 1 号線	小倉南区石田南一丁目 1 6 3 番 8 地先から 小倉南区石田南一丁目 1 6 3 番 1 地先まで
6 1 8 1	上吉田 1 0 4 号線	小倉南区上吉田二丁目 7 7 9 番 1 地先から 小倉南区上吉田二丁目 7 9 0 番 2 4 地先まで
6 1 8 3	朽網西 5 7 号線	小倉南区朽網西一丁目 1 番 1 地先から 小倉南区朽網西一丁目 1 番 2 0 地先まで
6 1 8 6	下貫 1 8 号線	小倉南区下貫三丁目 3 2 5 7 番 3 地先から 小倉南区下貫三丁目 3 2 5 7 番 6 地先まで
6 1 9 1	横代 8 1 号線	小倉南区大字横代 3 0 1 番 5 地先から 小倉南区大字横代 1 2 5 番地先まで
6 1 9 2	上吉田 1 0 5 号線	小倉南区上吉田二丁目 7 2 9 番 4 地先から 小倉南区上吉田二丁目 7 6 1 番 3 地先まで
6 1 9 3	上吉田 1 0 6 号線	小倉南区上吉田二丁目 5 9 1 番 1 1 地先から 小倉南区上吉田二丁目 5 9 2 番 5 地先まで
6 1 9 4	上吉田 1 0 7 号線	小倉南区上吉田二丁目 4 0 1 番 1 9 地先から 小倉南区上吉田二丁目 4 0 1 番 2 0 地先まで
6 1 9 5	企救丘 8 4 号線	小倉南区企救丘五丁目 8 9 6 番 3 6 地先から 小倉南区企救丘五丁目 8 7 6 番 2 9 3 地先まで
3 2 2 2	築地町 6 号線	若松区久岐の浜 4 7 2 番 7 地先から 若松区古前一丁目 1 4 番 5 地先まで
3 8 5 7	くきのう み中央 1 号線	若松区くきのうみ中央 2 6 2 番 6 地先から 若松区くきのうみ中央 2 2 1 番 1 2 地先まで
3 8 5 8	くきのう み中央 2 号線	若松区くきのうみ中央 2 6 7 番 2 2 地先から 若松区くきのうみ中央 1 9 0 2 番 8 地先まで

3 8 5 9	くきのう み中央 3 号線	若松区くきのうみ中央 2 6 7 番 2 1 地先から 若松区くきのうみ中央 1 8 9 8 番 2 地先まで
3 8 6 0	くきのう み中央 4 号線	若松区くきのうみ中央 2 6 7 番 1 9 地先から 若松区くきのうみ中央 2 6 7 番 2 0 地先まで
3 8 6 1	くきのう み中央 5 号線	若松区くきのうみ中央 1 8 9 8 番 3 0 地先から 若松区くきのうみ中央 1 8 9 8 番 7 4 地先まで
3 8 6 2	くきのう み中央 6 号線	若松区くきのうみ中央 1 8 9 8 番 4 8 地先から 若松区くきのうみ中央 1 8 9 8 番 4 0 地先まで
3 8 6 3	くきのう み中央 7 号線	若松区くきのうみ中央 1 8 9 8 番 6 4 地先から 若松区くきのうみ中央 2 3 番 2 2 地先まで
3 8 6 4	くきのう み中央久 岐の浜 1 号線	若松区くきのうみ中央 2 2 1 番 1 地先から 若松区久岐の浜 2 0 1 番 8 地先まで
1 5 6 3	西丸山町 6 号線	八幡東区西丸山町 1 6 1 番 1 6 地先から 八幡東区西丸山町 7 9 6 番 2 地先まで
1 5 6 8	西丸山町 1 1 号線	八幡東区西丸山町 8 1 2 番 1 5 地先から 八幡東区西丸山町 8 0 3 番 1 地先まで
2 0 9 8	西丸山町 1 2 号線	八幡東区西丸山町 7 9 9 番 1 8 地先から 八幡東区西丸山町 8 0 9 番 1 7 地先まで
4 3 6 7	馬場山東 4 5 号線	八幡西区馬場山東三丁目 1 4 7 1 番 1 8 地先から 八幡西区馬場山東三丁目 1 4 7 1 番 3 地先まで
6 8 6 1	永犬丸 2 1 7 号線	八幡西区永犬丸一丁目 2 7 0 1 番 2 2 9 地先から 八幡西区永犬丸一丁目 2 7 0 1 番 6 3 4 地先まで

6 8 6 2	永犬丸 2 1 8 号線	八幡西区永犬丸一丁目 2 7 0 1 番 6 2 8 地先から 八幡西区永犬丸一丁目 2 7 0 1 番 6 2 1 地先まで
1 5 5 9	西鞘ヶ谷 町 7 号線	戸畑区西鞘ヶ谷町 9 番 4 地先から 戸畑区西鞘ヶ谷町 6 番 1 地先まで
1 5 6 2	西鞘ヶ谷 町 1 0 号 線	戸畑区西鞘ヶ谷町 1 0 番 1 地先から 戸畑区西鞘ヶ谷町 9 番 6 地先まで
1 8 7 6	西鞘ヶ谷 町 2 6 号 線	戸畑区西鞘ヶ谷町 5 番 1 1 地先から 戸畑区西鞘ヶ谷町 2 2 番 2 地先まで

北九州市告示第81号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から辞退の届出があったので、同法第69条第3号の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

調剤（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
そうごう薬局 下曾根駅前店	北九州市小倉南区下曾根三丁目1番5号	閉局のため	平成25年2月28日
とも2番薬局	北九州市小倉北区高浜一丁目12番4号	利用者がいないため	平成25年3月13日

北九州市告示第82号

北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示

北九州市中小企業融資制度要綱（昭和44年北九州市告示第55号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中第7号を削り、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5） 経営力強化サポート資金

第7条第1項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8） 新成長戦略みらい資金

第7条に次の1項を加える。

3 経営力強化サポート資金は、経営力強化保証制度要綱（中小企業庁制定平成24年9月20日付け中庁第1号）に定める保証制度の対象となる融資制度とする。

第8条第1項中「から第3号まで及び第10号」を「、第2号及び第11号」に、「同項第4号から第9号」を「同項第3号及び第5号の資金にあっては金融機関に、同項第4号及び第6号から第9号」に改め、「市長に」の次に「、第10号の資金にあっては市長又は商工会議所に」を加える。

第10条第1項第5号を次のように改める。

（5） 融資期間 120月（12月間の据置期間を含む。）以内とする。

第10条第2項各号列記以外の部分中「第5号から第7号まで」を「第6号」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削る。

第11条第5号中「84月」を「120月」に改める。

第13条第2号中「及び設備資金」を削り、同条第5号中「84月（6月間）」を「120月（24月間）」に改める。

第14条を次のように改める。

（経営力強化サポート資金）

第14条 経営力強化サポート資金は、金融機関及び認定経営革新等支援機関（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第17条第2項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。）の支援を受ける中小企業者及び組合に必要な事業資金を融資し、経営力の強化を図ることを目的として、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 融資対象者 市内に事務所又は事業所を有し、かつ、引き続き6月以上同一事業を営み、市税を滞納していない中小企業者及び組合とする。
- (2) 資金の用途 運転資金及び設備資金とする。
- (3) 融資限度額 1企業又は1組合につき1億円以内とする。
- (4) 融資利率 年9.0パーセント以内とする。
- (5) 融資期間
 - ア 運転資金は、60月（12月間の据置期間を含む。）以内とする。ただし、保証協会の保証付きの既往借入金を借り換える場合は、120月（12月間の据置期間を含む。）以内とする。
 - イ 設備資金は、84月（12月間の据置期間を含む。）以内とする。ただし、保証協会の保証付きの既往借入金を借り換える場合は、120月（12月間の据置期間を含む。）以内とする。
- (6) 担保及び保証人
 - ア 担保は、必要に応じて徴する。
 - イ 保証人は、中小企業者（法人に限る。）及び組合については、原則として当該法人及び組合の代表者を連帯保証人とし、中小企業者（法人を除く。）については、原則として徴しない。
- (7) 信用保証 保証協会の保証に付し、保証料の率は、融資額に対して年2.2パーセント以内とする。
- (8) 返済方法 一括償還又は分割償還とする。

第17条の見出しを「（新成長戦略みらい資金）」に改め、同条各号列記以外の部分中「新成長企業支援資金」を「新成長戦略みらい資金」に改め、「独創的若しくは高度な技術又は独創的な事業形態をもって、」を削り、「又は中小企業者」の次に「及び組合」を加え、「優秀な事業計画に基づく」を「地域産業の活性化につながる」に改め、同条第1号中「有する中小企業者」の次に「及び組合」を加え、「次のア又はイのいずれかに該当するもの」を「もののうち、新たな成長分野の事業又は地域の課題の解決のための事業を積極的に行う者であると市長が認めた者」に改め、同号ア及びイを削り、同条第3号中「1企業」の次に「又は1組合」を加え、「3,500万円」を「1億円」に改め、ただし書を削り、同条第5号ア中「84月（12月間）」を「120月（24月間）」に改め、同号イ中「120月（12月間）」を「180月（24月間）」に改め、同条第6号イ中「及び中小企業者（法人に限る。）」を「又は中小企業者（法人に限る。）及び組合」に、「及び中小企業者（法人を）」を「又は中小企業者（法人を）」に改める。

第18条第3号本文中「3,000万円」を「5,000万円」に改め、同

号ただし書中「5,000万円」を「1億円」に改め、同条第5号中「84月（12月間）」を「120月（24月間）」に改める。

第19条第5号中「84月」を「120月」に改める。

付則第6項中「及び第5号」を削り、「設備資金」を「運転資金」に、「組合のうち」を「組合（」に改め、「を除く。）」の次に「を除く。）」を加え、「に限る。」を「及び運転資金」に改め、「と、同条第5号中「84月」とあるのは「84月（第1号ウに該当することにより融資対象者となる中小企業者又は組合にあっては、120月）」と、「6月間」とあるのは「6月間（第1号ウに該当することにより融資対象者となる中小企業者又は組合にあっては、24月間）」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の北九州市中小企業融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以後に融資の申込みをした者について適用し、同日前に融資の申込みをした者については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現に改正前の第17条の規定により資金の融資を受けている者の融資資金の償還については、なお従前の例による。

北九州市告示第 83 号

北九州市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 25 年 3 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金交付要綱の一部を改正する告示

北九州市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金交付要綱（平成 8 年北九州市告示第 194 号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日等）」を付し、付則に次の 1 項を加える。

（平成 25 年度における補助事業の特例）

- 2 北九州市中心市街地活性化基本計画（小倉地区）及び北九州市中心市街地活性化基本計画（黒崎地区）に定められた計画区域内において行う補助事業に係る改正後の別表の規定の適用については、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間は、別表中「75 万円」とあるのは「75 万円（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に補助金の交付決定を受けたものにあつては、120 万円）」と、「125,000 円」とあるのは「125,000 円（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に補助金の交付決定を受けたものにあつては、20 万円）」とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の北九州市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金交付要綱に関する規定は、この告示の施行の日以後に補助金交付申請書を提出した者から適用し、同日前に補助金交付申請書を提出した者については、なお従前の例による。

北九州市公告第207号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり公告する。

平成25年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 供用を開始する都市公園の名称、位置及び区域

公園番号	名 称	位 置	区 域
4755	北九州市立井堀一丁目東公園	北九州市小倉北区井堀一丁目19番	北九州市小倉北区井堀一丁目19番の一部
4756	北九州市立木屋瀬二丁目公園	北九州市八幡西区木屋瀬二丁目21番	北九州市八幡西区木屋瀬二丁目21番の一部
4757	北九州市立西折尾町公園	北九州市八幡西区西折尾町8番	北九州市八幡西区西折尾町8番の一部
4758	北九州市立西折尾町中公園	北九州市八幡西区西折尾町12番	北九州市八幡西区西折尾町12番の一部
4643	北九州市立大里本町公園	北九州市門司区大里本町三丁目9番	北九州市門司区大里本町三丁目9番の一部
4277	北九州市立高尾西公園	北九州市小倉北区高尾一丁目42番	北九州市小倉北区高尾一丁目42番の一部

2 供用開始の期日

平成25年3月31日

なお、供用開始に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理課において公告の日から2週間一般の縦覧に供する。

北九州市公告第208号

都市公園の名称を変更するので、次のとおり公告する。

平成25年3月29日

北九州市長 北 橋 建 治

1 名称を変更する都市公園の名称、位置及び区域

公園番号	新旧の別	名 称	位 置	区 域
4 3 1 2	新	北九州市立西新町二丁目南公園	北九州市門司区西新町二丁目5番及び小倉北区赤坂四丁目24番	北九州市門司区西新町二丁目5番及び小倉北区赤坂四丁目24番の一部
	旧	北九州市立赤坂四丁目公園		
3 7 6 8	新	北九州市立十字ヶ丘1号公園	北九州市小倉北区下富野五丁目25番	北九州市小倉北区下富野五丁目25番の一部
	旧	北九州市立十字ヶ丘公園		

2 変更の期日

平成25年3月31日

北九州市公告第209号

都市公園の区域を変更するので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）第14条の2の規定により、次のとおり公告する。

平成25年3月29日

北九州市長 北橋 健治

1 区域を変更する都市公園の名称、位置及び変更に係る区域

公園番号	名 称	位 置	区 域
3764	北九州市立春吉志公園	北九州市門司区吉志三丁目10番	北九州市門司区吉志三丁目10番の一部
3827	北九州市立木町三丁目公園	北九州市小倉北区木町三丁目4番	北九州市小倉北区木町三丁目4番の一部
3028	北九州市立高塔山公園	北九州市若松区大字修多羅	北九州市若松区大字修多羅の一部
4637	北九州市立中央緑地	北九州市八幡東区高見一丁目1番及び3番並びに戸畑区西鞆ヶ谷町21番	北九州市八幡東区高見一丁目3番の一部
3819	北九州市立則松西1号公園	北九州市八幡西区則松二丁目9番	北九州市八幡西区則松二丁目9番の一部
4180	北九州市立香月中央公園	北九州市八幡西区香月西四丁目1番	北九州市八幡西区香月西四丁目1番の一部

2 変更の期日

平成25年3月31日

なお、変更に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理課において公告の日から2週間一般の縦覧に供する。

北九州市公告第210号

都市公園を廃止するので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）第14条の2の規定により、次のとおり公告する。

平成25年3月29日

北九州市長 北橋健治

1 廃止する都市公園の名称、位置及び区域

公園番号	名称	位置	区域
4147	北九州市立松尾町東公園	北九州市八幡東区松尾町19番	北九州市八幡東区松尾町19番の一部
4484	北九州市立中原新町公園	北九州市戸畑区中原新町4番	北九州市戸畑区中原新町4番の一部
4643	北九州市立大里本町公園	北九州市門司区大里本町三丁目14番	北九州市門司区大里本町三丁目14番の一部
4277	北九州市立高尾西公園	北九州市小倉北区高尾一丁目27番	北九州市小倉北区高尾一丁目27番の一部

2 廃止の期日

平成25年3月31日

なお、廃止に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理課において公告の日から2週間一般の縦覧に供する。

北九州市公告第211号

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のとおり公告する。

平成25年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 法人の名称
株式会社日鉄エレックス
- 2 主たる事業所の所在地
東京都中央区新川一丁目8番8号
- 3 指定年月日
平成25年3月29日
- 4 指定の有効期間
平成26年3月31日まで

北九州市公告第212号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を、次のとおり指定した。

平成25年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定年月日及び指定番号

平成25年3月29日 第754211号

2 申請者の住所及び氏名

北九州市八幡西区永犬丸二丁目4番20号

半田英雄

3 指定した道路

道路の位置	道路の幅員 (m)	道路の延長 (m)
北九州市小倉南区東貫三丁目35 96番10の一部ほか1筆	4.10	21.62
北九州市小倉南区東貫三丁目35 96番10の一部ほか3筆	4.35	32.82

北九州市公告第213号

福岡県知事より、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第5項の規定に基づき土砂災害特別警戒区域の公示図書が送付されたので、同条第7項の規定により、これを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 縦覧図書

平成25年福岡県告示第508号

- (1) 区域指定 土砂災害特別警戒区域
- (2) 所在地 北九州市門司区
- (3) 自然現象の種類 急傾斜地の崩壊、土石流

2 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建設局河川部河川整備課
- (2) 北九州市門司区清滝一丁目1番1号
北九州市門司区役所総務企画課

3 縦覧期間

平成25年3月29日からの毎日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに毎年12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで